

第二海堡上陸ツーリズム
トライアルツアー実施者に係る公募要領

平成30年 7月17日
第二海堡上陸ツーリズム推進協議会

1. 目的

国土交通省では、政府が進める「観光ビジョン実現プログラム2018」の主要施策に位置づけられた「魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放」の取り組みに向けて、第二海堡を活用した上陸ツーリズムの早期実現を官民連携により推進することを目的に関係省庁及び関係地方自治体と共に第二海堡上陸ツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）を設置したところである。協議会では第二海堡への上陸ツアーを試行的に実施すべく（以下「トライアルツアー」という。）、渡島時の安全性の確認及び観光客のニーズを把握すること目的に、トライアルツアーの実施者を公募する。

2. 公募概要について

(1) 公募の主体

公募の主体は、協議会とする。また、協議会の事務局は、関東地方整備局に置く（以下「事務局」という。）ものとする。

(2) 実施者の要件

① 実施者の資格

旅行業法第三条に基づく、旅行業の登録を有していること。

② 実施体制

トライアルツアーを安全に遂行するための組織、人材等を有していることとする。なお、トライアルツアー実施にあたっては関連する法令を遵守するとともに、必要な関係機関協議、許認可等の関係法令の手続きについては、実施者が行うこと。また、トライアルツアー実施に係る必要経費については、実施者が負担することとする。

③ 企画書の内容

企画書の内容については、「第二海堡上陸ツーリズムに係る手続き要領(案)」に基づき、特に第7条（行為の禁止）の事項に従い、当該施設の業務・管理に支障が生じない内容となっていること。

(3) 公募の期間

公募開始：平成30年7月17日（火）

公募期限：平成30年7月30日（月）

(4) 提出書類

申請書類一式を5. に示す提出先まで郵送により提出すること。提出部数は1部とし、書類に加えて、CD-R等でデータについても提出すること。なお、提出期限は、平成30年7月30日（月）18：00までとする。

- ① 【様式1】 申請書
- ② 【様式2】 企画書
- ③ 追加資料がある場合は、必要に応じて添付すること。
※提出された申請書類は、本事業に関する目的以外には使用しないものとする。
なお、選定された企画に関して、その概要を公表することがある。
- ④ 申請書類一式は日本語で作成するものとし、取り組み内容が関係法令に違反する
又は記述内容に虚偽があった場合は申請を無効とする。
- ⑤ 提出された申請書類一式は返却しない。

3. 選定について

(1) 選定方法

トライアルツアーの実施者は、協議会構成員で組織される選定委員会の審査を経て選定する。なお、審査に関して、企画書の提案内容について説明を求めることがある。

(2) 選定にあたっての着眼点

選定にあたっては、以下の観点から総合的に評価するものとする。

① 実行性

- ・トライアルツアーを安全且つ確実に実行するための体制（組織、人材、船舶（船舶保有会社との契約含む。））が適切であること。

② 計画性

- ・トライアルツアーの内容が、1. 目的の主旨を踏まえたものであること。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、選定委員会開催後、後日、事務局より通知する。

4. トライアルツアー実施について

以下の点に留意し実施すること。

(1) トライアルツアーの実施について

実施にあたっては、上陸時の歩行ルート及び実施基準、安全対策等について、事務局と調整を行うこと。

なお、トライアルツアーの実施にあたり、施設を汚損し、毀損し、又は滅失させた場合は、その損害を賠償しなければならない。また、必要となる関係機関協議、許認可等の関係法令手続きは適切に行うこと。

(2) トライアルツアーの実施期間

トライアルツアーの実施期間は、平成30年8月13日(月)～10月31日(水)の中で事務局と調整のうえ実施すること。

(3) 利用条件

第二海堡の施設利用に関しては、別添の第二海堡上陸ツーリズムに係る手続き要領(案)に基づき、必要な手続きを行うこと。

(4) 報告書の作成

本事業終了後、報告書(トライアルツアーの開催報告、アンケート結果、施設改修等の提案)を作成し、提出すること。また、事業中において進捗状況の把握を行うため、報告書等の作成を求めることがあるので対応すること。

なお、報告書提出後においても、必要に応じて調査等に協力すること。

5. 提出先・問い合わせ先

申請書類の提出、問い合わせについては、国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部 港湾計画課において対応する。

【申請書の提出先及び問い合わせ先】

〒231-8436

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎14階

国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部 港湾計画課

TEL:045-211-7416 (直通) FAX:045-211-0204

受付時間:月曜日～金曜日(祝祭日を除く)9:30～12:00、13:00～18:00

平成30年 月 日

第二海堡上陸ツーリズム推進協議会
関東地方整備局 港湾空港部長 石橋 洋信 殿

企業・団体名
代表者役職・氏名

第二海堡上陸ツーリズム
トライアルツアー申請書

平成30年7月17日付で公募のあった、第二海堡上陸ツーリズムトライアル
ツアー申請書について、下記のとおり提出する。

記

法人名	
代表者・氏名	
住所	〒
担当者・氏名	
電話番号	
E-mail	

第二海堡上陸ツーリズムトライアルツアー
企 画 書

以下の①～⑦の内容を含む、トライアルツアーの企画書を作成してください。

書類作成にあたって、様式は問いません。

追加資料がある場合は、必要に応じて添付すること。

【注意事項】

※本事業の実施に係る必要経費は実施者が負担すること。

※申請書類一式は日本語で作成することとし、取り組み内容が関係法令に違反する場合又は記述内容に虚偽があった場合は申請を無効とする。なお、申請書類提出後における差し替え及び再提出は認めない。

※提出された申請書類一式は返却しない。

- ① 実施体制について、役割分担を明確にし、安全管理に関する内容も含めて（船上、乗下船、上陸時）を記述すること
- ② トライアルツアーへの募集方法について
- ③ ニーズ把握に向けたアンケート実施・分析方法について
- ④ トライアルツアーの期間内における実施スケジュールについて
- ⑤ トライアルツアーの周遊コースについて
- ⑥ その他、想定される課題への対応方法について
- ⑦ 本ツアーに向けた自立性・継続性について

以 上